

重要事項

鹿児島県保険医協会 入退会・会費等の取扱い

1. 鹿児島県保険医協会(以下「本会」という)会員は、本会会則第7条に規定するとおり、会費の納入をお願い致します。
2. 本会入会日は、原則として、所定の「入会申込書」を本会が受理した日の属する月の翌月1日と致します。
3. 会費は、開業医は月額4,000円、勤務医は月額3,500円とし、入会日当月より徴収致します。入会金はありません。ここで、開業医とはその医療機関のオーナーである方または一人医療法人の理事長をいい、勤務医とはそれ以外の方で、被雇用の院長も含むものと致します。なお、特例として、夫婦いずれも本会の会員であり、本会からの郵送物が一人分でよいと申出のあった、夫婦いずれか一方の勤務医会員の会費は月額2,500円と致します(詳細の規定は本会までお問合せ下さい)。
4. 医療機関の閉院後においても、保険医であり、引き続き会員を継続する場合の会費は、月額3,500円と致します。
5. 会費は2・5・8・11月の各月21日(休日の場合は翌営業日)に3ヶ月分を前納にて、指定金融機関より自動振替します。なお、金融機関は鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫、奄美大島信用金庫の中からご指定して頂きます。
6. 勤務医から開業医へ異動された場合は、異動後における次回自動振替月より開業医会費を徴収致します。また、開業医から勤務医へ異動された場合は、異動後における翌月より勤務医会費を徴収致します。
7. 会費の納入を6ヶ月怠った場合、本会理事会に諮った上で当該会員に戒告、権利停止、または退会の処分を行うことがあります。
8. 本会を退会する場合は、所定の「退会届」をご提出の上、本会が受理した日の属する月の末日をもって退会と致します。なお、健康保険法違反による保険医登録取消の行政処分を受けた方、または取消に相当すると行政機関より公表された方は、登録取消日該当月の末日をもって会員資格を失うものと致します。
9. 既に納入された会費は、死亡の場合及び他県へ転出され転出先の保険医協会(以下「協会」という)へ入会される場合を除き、これを返却致しません。
10. 本会退会の場合は、次項11を除き共済制度も脱退となります。
11. 他県へ転出され、転出先の協会へ入会される場合の会費や入退会規定等については、当該協会の規定によります。また、共済制度の継続加入についても、当該協会との協議によります。
12. 上記によりがたい場合は、その都度協議させて頂き決定致します。
13. 本会は全国保険医団体連合会(保団連)へ団体加盟しております。

2024年12月26日 第9回定例理事会 一部改定